

# 「玉掛け技能講習」のご案内

兵庫登録教育機関 / (一社) 兵庫労働基準連合会 伊丹事務所 登録番号 兵労基安登録第22号/登録有効期間令和11年3月30日

1. 対象者	つり上げ荷重が1t以上のクレーン等の玉掛け業務に就こうとする方		
2. 日時 場所	学 科	令和7年6月16日(月) 8:50~17:00・17日(火) 8:50~16:00 の2日間 伊丹商工会議所 (伊丹市宮ノ前2-2-2・電話 072-778-6660)	
	実 技	令和7年6月21日(土) 7:50~17:30 シマブンクレーン検査(株) 神戸市東灘区御影浜町1-3 (構内駐車場有)	
3. 受講料等	19Hコース 27,830円(受講料26,400円税込+テキスト1,430円税込) 玉掛け補助作業業務未経験者		
	15Hコース 25,630円(受講料24,200円税込+テキスト1,430円税込) 床上・小型移動式クレーン技能講習修了者及びクレーン免許等所有者		
4. 定 員	各30名(定員になり次第締め切りますのでお早めにお申し込みください)		
5. 受講資格	18歳以上(18歳未満の方は、受講できません)		
6. 申込方法	1.技能講習申込用紙(証明写真・15Hコースの方は、クレーン免許又は、技能講習修了証写しを貼付) 2.ネット申込み(伊丹労働基準協会ホームページより) ※振込先 三井住友銀行伊丹支店 普通 No.4454132 一般社団法人兵庫労働基準連合会伊丹事務所		
7. 申込先	(一社)兵庫労働基準連合会 伊丹事務所 (伊丹労働基準協会内)		
	〒664-0895 伊丹市宮ノ前2-2-2伊丹商工会議所3階・電話072-778-6660・FAX778-6662		
8. その他	①学科・実技とも早退、遅刻、途中退場した方は、不合格となります。		
	②納入された受講料は、お返しできません。受講者の変更は可能です。(事前にお知らせ下さい。)		
	③科目免除受講者の方も、全ての学科・実技を受講していただきます。		
	④学科講習には、筆記用具(鉛筆またはシャープペンシル、消しゴム)を必ずご持参ください。		
	⑤学科試験不合格者は、実技講習を受講することができません。		
	⑥実技講習には、ヘルメット、安全靴、作業着、軍手をご持参ください。		
	⑦ご提出いただきます申込書は、当事務所が責任をもって本講習の実施のみに利用いたします。		
	⑧学科講習会場には、専用駐車場はございません。(学科会場は、8時30分の開扉です。)		
	⑨郵送ご希望の方は、返信用同封に切手を貼りお申込みください。		

◆玉掛け技能講習カリキュラム (19時間)

〈学科1日目〉		〈学科2日目〉	
8:30~ 8:50	受付	8:30~ 8:50	受付
8:50~ 9:00	オリエンテーション	8:50~ 9:00	オリエンテーション
9:00~10:00	クレーン等に関する知識 (1時間)	9:00~10:30	クレーン等の玉掛けの方法 (1.5時間)
10:00~10:10	休憩 (10分)	10:30~10:40	休憩 (10分)
10:10~12:10	クレーン等の玉掛けに必要な力学(2時間)	10:40~12:10	クレーン等の玉掛けの方法 (1.5時間)
12:10~12:50	昼食 (40分)	12:10~12:50	昼食(40分)
12:50~13:50	クレーン等の玉掛けに必要な力学(1時間)	12:50~13:50	クレーン等の玉掛けの方法 (1時間)
13:50~14:50	クレーン等の玉掛けの方法 (1時間)	13:50~14:50	関係法令 (1時間)
14:50~15:00	休憩 (10分)	14:50~15:00	休憩 (10分)
15:00~17:00	クレーン等の玉掛けの方法 (2時間)	15:00~16:00	〈修了試験〉 (1時間)

〈実 技〉

	受付	11:05~12:05	クレーン等の玉掛け/応用作業 (1時間)
7:50~ 8:00	オリエンテーション	12:05~12:45	(昼食 40分)
8:00~ 8:30	質量目測及び用具の選定 講習 (30分)	12:45~14:15	クレーン等の玉掛け/応用作業 (1.5時間)
8:30~ 9:00	質量目測及び用具の選定 試験 (30分)	14:15~14:20	(休憩 5分)
9:00~10:00	合図の方法(運転のための合図) (1時間)	14:20~16:20	クレーン等の玉掛け/応用作業 (2時間)
10:00~10:05	休憩 (5分)	16:20~16:25	(休憩 5分)
10:05~11:05	クレーン等の玉掛け/基本作業 (1時間)	16:25~17:25	〈実技修了試験〉 (1時間)

注意事項： ※括弧書きで旧姓・通称名を併記した氏名は確認できる公的証明書類が必要です。